

装官会第17号  
27.10.1

長官官房総務官  
長官官房人事官  
長官官房会計官  
長官官房監察監査・評価官  
長官官房各装備開発官  
長官官房艦船設計官  
各 部 長  
施設等機関の長 殿

防衛装備庁長官  
(公印省略)

調達基本計画資料の提出について（通達）

標記について、装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第9条の規定による計画作成のため、調達基本計画資料を提出されたい。  
また、当該資料作成要領については、長官官房会計官より別途通知する。